

鬼北町空き家情報バンク設置要綱

平成30年3月26日

告示第40号

改正令和6年4月1日

(令和6年4月1日告示第56号)

令和7年12月1日告示第147号

(目的)

第1条 この告示は、町内における空き家等の有効活用を通して、空き家の解消を図り、併せて町民と都市住民の交流拡大と定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 鬼北町内に存する建築物のうち居住を目的として建築され、現に居住していない又は居住しなくなる予定のもの及びその敷地及び周辺の土地で建築物と一体として取引することでその土地の価値が保たれるもの（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 鬼北町空き家情報バンク 鬼北町内に存する空き家等で売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みがあったもののうち適当であると認めたものに関する情報を、町内定住を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供するシステムをいう（以下「空き家バンク」という。）。
- (4) 定住 長期にわたる居住を前提に、現在、住民基本台帳に記録されている住所地を空き家等住所地に異動させ、かつ、異動後の住所地を生活の本拠とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。
- (5) 協力事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で町内に事務所を有する者のうち、空き家等の取引に係る媒介等を行う者として町が指定した者

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家バンクに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及び当該空き家等に関する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、所有者等が指名する協力事業者（以下「指名協力事業者」という。）に対し必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。
- 3 町長は前項の報告を受けたときは、その内容等を確認のうえ、登録することが適当であると認めたときは、空き家バンクに登録するものとする。ただし、登録の申込みをする所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき又はそれらと密

接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）である場合には登録は行わない。

4 町長は前項の規定により登録をしたとき、又は前項ただし書きに該当するなど登録することが適当と認められないときは、空き家バンク物件登録完了(却下)通知書(様式第3号)により当該所有者等に通知するものとする。

5 町長は、第3項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクに適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

（空き家等の保全義務）

第5条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）に係る売買又は賃貸借の契約を締結するまでの間、登録物件の保全に努めなければならない。

（登録事項の変更）

第6条 物件登録者は、登録物件の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク物件登録事項変更申出書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を確認し、空き家バンクに変更の内容を記載するものとする。

（登録物件の抹消）

第7条 町長は、次のいずれかに該当するときは、登録物件を空き家バンクから抹消するものとする。

- (1) 空き家バンク物件登録抹消申出書（様式第5号）が提出されたとき。
- (2) 空き家等に関する所有権その他の権利に異動があることを知ったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録の日から3年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより、再調査の結果、再登録することが適当であると認めた場合は、この限りでない。
- (5) その他町長が登録を適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録物件を抹消したときは、空き家バンク物件登録抹消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（利用者登録の要件）

第8条 物件情報の提供を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、地域の自然環境、生活文化等への理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。
- (2) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者であること。
- (3) その他町長が適当と認めた者

（利用者登録の手続）

第9条 物件情報の提供を受けようとする者は、空き家バンク利用者登録申込書（様式第7号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容等を確認し、登録

することが適当であると認めたときは、空き家バンク利用者台帳に登録するものとする。
ただし、申込者が暴力団員等である場合には登録は行わない。

- 3 町長は前項の規定により登録をしたとき、又は前項ただし書きに該当するなど登録することが適当と認められないときは、空き家バンク利用者登録完了(却下)通知書(様式第8号)により当該申込者に通知するものとする。

(情報提供)

第10条 町長は、必要に応じて登録物件に係る情報を空き家バンク利用者台帳に登録された者(以下「登録利用者」という。)に提供するものとする。

(登録利用者の登録事項の変更)

第11条 登録利用者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用者登録事項変更申出書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(登録利用者の抹消)

第12条 町長は、次のいずれかに該当するときは、登録利用者を空き家バンク利用者台帳から抹消するものとする。

- (1) 空き家バンク利用者登録抹消申出書(様式第10号)が提出されたとき。
 - (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (3) 登録内容に虚偽があったとき。
 - (4) 登録の日から1年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
 - (5) その他町長が登録を適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により空き家バンクの登録を抹消したときは、空き家バンク利用者登録抹消通知書(様式第11号)により登録利用者に通知するものとする。

(交渉の申込及び通知)

第13条 登録利用者は、登録物件について交渉を希望するときは、空き家バンク物件交渉申込書(様式第12号)に誓約書(様式第13号)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合は、空き家バンク交渉申込通知書(様式第14号)により当該登録物件の物件登録者に対し、申込みがあったことを通知するとともに、指名協力事業者に対して仲介を依頼するものとする。この場合において、当該登録物件の物件登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。
- 3 前項の規定による通知を受けた物件登録者又は代理若しくは媒介を行う者は、指名協力事業者を通じて、交渉の申込みを行った登録利用者(以下「居住希望者」という。)と交渉を行うものとする。

(物件登録者と居住希望者の交渉等)

第14条 町長は、物件登録者と居住希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 物件に関する交渉及び契約については、必ず協力事業者が仲介して行うものとする。

(助言)

第15条 町長は、物件登録者又は利用登録者に対して必要な助言をすることができる。

(免責事項)

第16条 空き家等の情報は、所有者等から提供された情報を公開するものであり、内容の真正を保証するものではない。

2 町長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により、情報提供の中断又は遅延が発生したときは、利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

3 空き家バンクの利用により物件登録者、登録利用者その他第三者が被った損害等については、一切の責任を負わないものとする。

(交渉結果の報告)

第17条 第13条第2項の規定による通知を受けた物件登録者又は代理若しくは媒介を行う者は、交渉の結果が確定次第速やかに、指名協力事業者を通じて、空き家バンク物件交渉結果報告書（様式第15号）により、町長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第18条 空き家等の物件登録者及び登録利用者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適性に管理すること。
- (3) 空き家バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月26日告示第40号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日告示第56号)

この告示は、令和7年12月1日から施行する。

(令和7年12月1日告示第147号)